

「石原円吉賞」表彰規程

（目的）

第1条 この規定は、伊勢志摩国立公園の保全や活用に長年従事している者（法人及び団体を含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるとともに、地域の人々に広く周知することを目的として表彰を行う。

（表彰の対象）

第2条 表彰は、次のいずれかに該当する者で、活動を継続して行っている者を対象に行う。

- （1）伊勢志摩国立公園における地域文化の継続と発展に尽力した者
- （2）伊勢志摩国立公園の資源の活用により、住民・利用者等への魅力発信に尽力した者
- （3）伊勢志摩国立公園内の動植物の保護等に尽力した者
- （4）伊勢志摩国立公園の美化、清掃に従事し、景観の維持向上に尽力した者
- （5）その他伊勢志摩国立公園の保全や活用に関し、功績のあった者

（候補者の推薦）

第3条 候補者の推薦は、公募により行う。公募をしようとする者は、別紙様式により、推薦書を作成し、事務局に提出するものとする。

- 2 伊勢志摩国立公園協会会長は、必要と認めたときは、公募とは別に特別賞として候補者の推薦をすることができる。

（選考委員会）

第4条 候補者を審査選考するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の委員は、伊勢志摩国立公園協会会長が委嘱する。

（被表彰者の選考）

第5条 被表彰者の選考は、応募者の中から選考委員会において功績を判定し、行うものとする。

（表彰方法）

第6条 表彰は、毎年1回、伊勢志摩国立公園の指定日に表彰状を授与することにより行う。

（事務局）

第7条 事務局は、伊勢志摩国立公園協会に置く。

附則

- 1 この規定は、平成30年7月3日から施行する。